ISO17020及び17025に対する対応について

ISO14034における記載(仮訳本文より抜粋)

ISO17020関連

4.2 要求事項

環境技術のパフォーマンスを実証する際には、本国際規格及び<u>ISO/IEC17020:2012</u>の要求事項を適用し、要求事項に対する適合性が実証されなければならない。

ISO17025関連

5.4.2 既存の試験データの受理

実証に先立って生成され、申請者が提出した試験データは、次に示す要求事項を満たしている場合、実証に付すために受理しなければならない。

- a) (略)
- b) ISO/IEC17025の要求事項に従って、生成及び報告されていること
- c) (略)
- 5.4.3 追加試験データの生成

何らかの追加試験データが求められる場合、その追加試験データは、<u>5.4.2で規定</u>した要求事項を満たしたかたちで生成されなければならない。



ISO14034に準拠していることを示すには、実証機関が ISO17020及び17025の要求事項を満たすことを示す必要

※それぞれの認定の取得は必須ではない

ISO17020及び17025に対する対応について

現状把握

環境省等

- 〇自己適合宣言書の提出を実証機関に義務付ける場合、
 - •同宣言書の正確性
 - ・同宣言書の文言の解釈への質問

については、ISOの専門家ではないため、担保することは困難。

実証機関

- 〇(アンケート等により、)現状で両規格の認定取得は困難。
- 〇自己適合宣言書についても、その文言の解釈等を正確に理解することは困難(環境省等がISO専門家ではないため)。



〇自己適合宣言書のチェックができない可能性。

OISO17020及び17025に対する理解の不足により、自己適合宣言書が虚偽記載になる危険性(→契約解除の理由となり得る)。



自己適合宣言書は現時点で 環境省ETVの実証機関に関する参入障壁となり得る。

ISO17020及び17025に対する対応について

平成29年度事業の対応

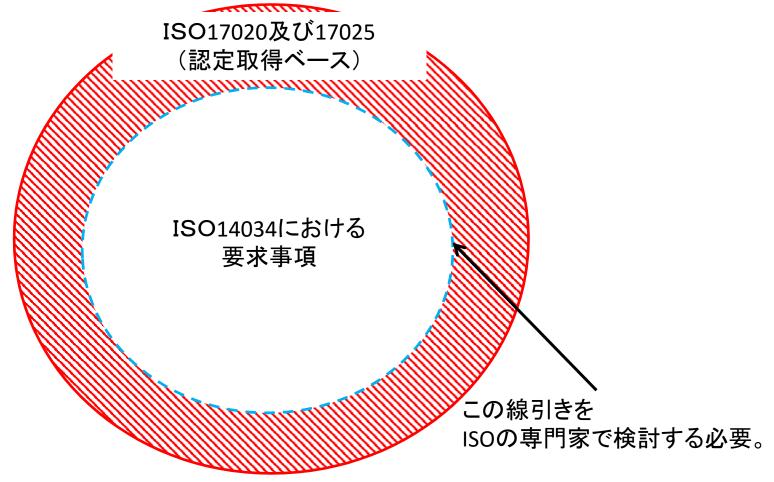
自己適合宣言書について

- 〇自己適合宣言書の提出については、平成29年度事業の実証機関公募においては行 わない。
- OISO17020及び17025に対する対応は、平成29年度に研修会等を行うことで担保。

ISO17020及び17025の要求事項に関する研修会等

- 〇平成29年度事業として実施。
- 〇研修会の対象者は、平成29年度実証機関等(テーマ自由枠も含む。試験を外注する場合はその試験機関も含む。)。
- 〇研修会の内容は、ISO14034におけるISO17020及び17025の要求事項に関する解説。
- 〇研修会の講師はISO専門家。
- 〇併せて年2回程度相談会を実施。
- ○実証機関等は、研修会及び相談会の参加が必須。
- 〇研修会等には実証運営機関もオブザーバー参加。
- 〇研修会等の他に、実証機関のISO17020及び17025の要求事項への対応方策について 検討。

参考:ISO17020及び17025のイメージ図





- ISO-ETVについての知識
- ・ISO17020及び17025に関する知識 双方が必須であるため、環境省が別途新規に業務を立てて実施する必要